

制定 1991 年 11 月 12 日
改正 1995 年 6 月 28 日
改正 1995 年 10 月 19 日
改正 1996 年 3 月 13 日
改正 1996 年 10 月 8 日
改正 2007 年 4 月 1 日
改正 2011 年 10 月 3 日

日本液体微粒化学会誌『微粒化』投稿規定

日本液体微粒化学会

1. 会誌の目的

日本液体微粒化学会誌は、日本液体微粒化学会会則（1991 年 8 月 27 日より施行）の第 3 条 2 項にもとづいて出版される学会情報誌で、日本液体微粒化学会の機関誌として液体の微粒化に関する科学技術の情報を提供するものである。

2. 投稿資格

依頼原稿については会員資格を問わないが、投稿原稿の著者（連名の場合は少なくとも一名）は本会の会員に限る。

3. 原稿の受理とプライオリティ

原稿の受理は原稿が本学会に到着した日とし、同日付の受理通知を著者に連絡する。掲載された論文等のプライオリティの発効日は原稿受付日とする。

4. 原稿の採択

依頼および投稿原稿の採択および記事としての分類は会誌委員会で行う。

会誌委員会は投稿された論文について校閲委員を会誌委員会規定第 4 条および校閲要項第 2 条にもとづいて選定し、校閲委員二名の掲載可の意見に従い会誌委員会で掲載の可否を決定する。

5. 原稿の採択に関する異議

掲載不可となった原稿に対する返却理由に異議がある場合は、著者は文書により会誌委員会に申し出ることができる。

6. 原稿の取り下げ

著者が投稿した原稿を取り下げ場合は、その理由を明記した文書により会誌委員会に申し出ることができる。ただし、印刷等の出版作業に移行している原稿については、取り下げによって生じる本学会の損害は著者が負担する。

7. 記事の種類と内容

会誌は論説、随想、解説、論文（一般研究論文、若手研究者育成論文および研究速報）、会告、その他の記事で、他の刊行物に未投稿の著作物により構成される。それぞれの記事の内容は以下の通りとする。

- (1) 論説（投稿または依頼）・・・2～3 ページ
会誌で会員に提案すべき思想等。

- (2) 随想（投稿または依頼）・・・2～3 ページ
一般的な随想記事であり、技術評論等や見聞記も含む。

- (3) 解説（投稿または依頼）・・・6～12 ページ
論文のレビュー、展望記事、新技術の紹介、学術講座等。

- (4) 論文（投稿）
微粒化に関する新規の学術報告であり、会誌委員会で論文として認めたもの。論文の種類は次の三種類とする。

- (a) 研究論文：通常の論文で、研究の対象、方法、結果等に独創性、創造性があり、価値ある結論や事実を含むもので、次の二種類とする。

- (い) 一般研究論文：通常の学術論文・・・6～12 ページ

- (ろ) 若手研究者育成論文：本学会主催の微粒化シンポジウム等における若手研究者の注目すべき講演の内容に基づく論文・・・6～12 ページ

- (b) 研究速報：論文としては体系的にまとまっていなくても、萌芽性に富み、他に先駆けて会員に速やかに知らせたい速報で、新しい現象とその解釈の報告、研究手法の新しいコンセプトによる提案などを含む。この詳細は後刻研究論文として投稿することができる。・・・4～8 ページ

- (c) 技術論文：工業的有用性のある論文で、技術的内容を主とする。・・・6～12 ページ

- (5) 技術資料（投稿または依頼）
技術に関する参考資料で、新技術の紹介、調査報告を含む。ページ数は特に限定しない。

- (6) 会見の窓（投稿）・・・ページ数は特に限定しない。
日本液体微粒化学会の現在および将来の運営等に関する会員の自由な意見を発表できる欄である。

- (7) 会告（投稿を含む）・・・ページ数は特に限定しない。

会員に伝える日本液体微粒化学会の公式通知。

- (8) その他・・・ページ数は特に限定しない。

会員に伝える微粒化に関連する科学技術情報として会誌委員会で認めた記事。

8. 原稿の執筆、提出、著者校正および原稿の返却

- (1) 原稿の書き方は、「執筆要項」による。

- (2) 記事の種別による一編の刷上がり規定ページ数は、上記の「記事の種類と内容」によることとし、超過は認

めない。ただし、会誌委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(3) 投稿後の原稿の訂正は認めない。ただし、会誌委員会から著者に修正を依頼することがある。

(4) 投稿に際して必要な提出物は、「執筆要項」に定める。

(5) 原稿の送付先は日本液体微粒化学会会誌委員会事務局とする。

(6) 原稿はオフセット印刷とするので、原則として著者校正は行わない。

(7) 投稿された原稿は原則として返却しない。

9. 投稿料および掲載料

投稿料および掲載料は別に定める。

10. 著作権

本学会誌に掲載された記事の著作権は日本液体微粒化学会に帰属する。

11. 論文の寄贈と別刷の廃止

著者には会誌を一冊贈呈する。連名者がいる場合は連名者の人数相当の冊数を著者の代表に贈呈する。また、電子媒体の提供を行う。

12. 裁定の改廃

当規定の改廃は理事会の承認を必要とする。